

令和5年5月8日以降の感染対策について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行されました。日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業主の判断に委ねることが基本となりました。

本校は、理学療法士・作業療法士・看護師の養成校として、保健医療福祉分野で活躍される非常勤講師の先生方の授業や病院・施設等での実習を取り入れた教育課程を編成しています。新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが「5類感染症」に変更されても、ウイルスの感染力や重症化リスクは変わりません。

このことから、学修機会の確保を前提としたうえで、感染防止対策や自身の健康管理等、継続して実施することが求められると判断し、以下の取組みを行っております。

安心して学習に取り組めるよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

◇学内では、マスクを着用する。

◇学生・教職員は、毎身体調をチェックする。（報告方法は、各学科の指示に従う。）

◇以下の場合は、出席停止扱いとし、オンライン講義を認める。

○新型コロナウイルス感染症罹患

発症日翌日から5日間経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※症状が軽快とは、解熱剤など使用せずに解熱し、かつ症状等が改善傾向にあることを指す

○本校の基準により、濃厚接触者に指定された。

感染者との最終暴露日から、原則5日間健康観察期間とする。

もしくは、最終暴露日から2日目と3日目に自主検査を実施し、陰性が確認できれば、3日目から登校可とする。

※本校の定める濃厚接触者とは、感染者の感染可能期間（発症2日前）の接触した者のうち、次の範囲に該当する者とする。

- ・同居家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した。
- ・感染者と適切な感染防御なしに、換気が不十分な環境下（車内等）で接触した。
- ・感染者と適切な感染防御なしに、1m以内15分以上関わった。
- ・適切な感染防御なしに、感染者の気道分泌物・体液などの汚染物質に触れた。等
- ・実習期間内は、各実習施設の指示に従い、出席停止とすることがある。

◇発熱（37.5℃）や平熱より+1℃高い体温、咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合は、安静にして療養に専念する。なお、これらの症状が続く場合は、医療機関を受診すること。登校の目安は、「解熱剤を使用せず48時間発熱（37.5℃）がなく、症状が改善傾向にある場合」とする。